

平成26年3月

お客様各位

国際産業技術株式会社

消費税法改正に伴う弊社の対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日より消費税率の引き上げが実施されますが、弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社より2014年3月31日までに出荷したのものにつきましては、消費税5%の適用とさせていただきます。
2. 弊社より2014年4月1日以降に出荷したのものにつきましては、消費税8%の適用とさせていただきます。
3. 保守・レンタル契約の消費税率は期間に応じて下記の通り適用致します。
 - ① 平成26年3月31日以前に係る契約：消費税5%
 - ② 平成26年4月1日(以下、「施行日」)以降に係る契約：消費税8%

なお、本件につきご質問等ございましたら、弊社営業担当者へお問い合わせ願います。

以上